「第6期福岡市障がい福祉計画(原案)」への市民意見と対応

(1)目的

「第6期福岡市障がい福祉計画」の策定にあたり、市民との情報共有を図り市民意見を計画に反映させるため、福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき計画(原案)を公表し、意見募集を実施しました。

(2)意見募集期間

令和3年3月1日(月)から3月31日(水)まで

(3)実施方法

①計画(原案)の公表

市政だより令和3年3月1日号で告知の上、下記の本市機関及び障がい相談窓口にて計画(原案)の閲覧および配布を行いました。

また、福岡市ホームページにも音声読み上げ対応のテキスト版を併せて掲載するとともに、計画(原案)の点字版及び音声版を作成し、市役所本庁舎及び各区役所等で配布できるようにしました。

※閲覧・配布場所

・福岡市役所本庁舎(保健福祉局障がい企画課、こども未来局こども発達支援課、情報公開室、情報プラザ)

・各区役所(福祉・介護保険課、健康課、情報コーナー)、入部・西部出張所

・福岡市市民福祉プラザ

・心身障がい福祉センター

・西部療育センター

・東部療育センター

・精神保健福祉センター

・こども総合相談センター

・発達教育センター

・発達障がい者支援センター

・障がい者就労支援センター

・区障がい者基幹相談支援センター(市内14か所)

・障がい者フレンドホーム(市内6か所)

②意見提出の方法

郵送、ファクス、電子メール、福岡市ホームページ回答専用フォーム、市窓口への持参により受け付けました。

(4)意見募集結果

①意見提出状況

提出者数…8人・団体(内訳: 4人、4団体)

意見件数…29件

②意見集計結果

項目 意見の分類(件数) 計画に対する意見への対応(修正 原案通り その他の意見、要望等) 計

計画全般に関する意見 0 0 0 0

第1 計画の概要 0 0 0 0

第2 障がい保険福祉施策をめぐる現状 0 0 1 1

第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 1 5 19 25

第4 計画の推進体制 0 1 0 1

第5 資料編 0 0 0 0

その他、計画以外に関する意見 0 0 2 2

合計 1 6 22 29

【お問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 障がい企画課 施策企画係 担当 大石・氷室

住所: 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話: 092-711-4282

ファクシミリ: 092-711-4818

電子メール: s-kikaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

図表 （※「第6期福岡市障がい福祉計画(原案)」への市民意見と対応についての表）

項目 意見番号 意見箇所(該当頁 分類 項目) 意見全文 意見への対応等 市の考え方

1 (意見箇所)(6、7 第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状 1 障がい者の現状(4)発達障がいの状況)

(意見全文) 区基幹センターにおける発達障がい児者の相談は、統計の通り増加している。成人期になってから就労先で人間関係につまずき、ひきこもりになったり、精神的に不安定になり二次障がいを引き起こしたりもする案件が多い。家族の高齢化に伴い、トラブルに対処できなくなっていたりすることも多く、相談対応の困難さが顕著になっている。発達障がいの診断ができる病院を増やす、家族講座や支援者へのサポート体制を図る、学校や就労先などに理解を求める啓発を行うなど更なる取り組みが必要となっている。7ページにあるように、幼少期からの関りで、家族や幼保などの適切な対応で、自己肯定感を高め、強みを生かす支援を広げていくことが重要となってくる。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 発達障がい児者への支援につきましては、発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組んでおります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

2 (意見箇所)(10 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行①令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数)

(意見全文) グループホームの設置促進はある程度進んでいるが、第4期第5期で達成率が低下して、地域移行が進まない理由を分析することが必要である。グループホームの数は増加しているが、受け入れる対象者が軽度～中度の事業所が多く、身体障がい者や医療的ケアが必要な方、重度の知的障がい者、強度行動障がい者、触法障がい者等困難な方を受け入れる事業所は少ない。また、生活の場であるため、本人の意思決定を尊重しながら対応するなど支援の質を担保していくことが必要。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) グループホームにおける重度障がい者の受け入れ促進は大変重要であると考えており、今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

3 (意見箇所)(10 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行①令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数)

(意見全文) 施設の新しい設立があっても人材の確保が難しいため賃金を上げる必要がある。離職率も高いため専門職の養成の研修も全職員が参加出来る環境が求められる。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 障がい福祉サービスの人材確保につきましては、給与水準の向上を含めた処遇改善が必要と考えられ、障がい福祉サービスの報酬改定、福祉・介護職員処遇改善加算等により対応されているところです。引き続き国に対して、人材の安定的確保を図るため、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保するよう要望してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

4 (意見箇所)(10 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行①令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数)

(意見全文) 障がいある人が安心して暮らすことができるよう、グループホームの設置促進に取組むとともに、地域移行支援サービス等の利用促進をはかるという目標達成の方策がありますが、グループホームや福祉施設等で働く方々の労働条件の改善が重要だと思います。賃金増加、作業の負担軽減などの改革を行い、福岡の福祉業界が魅力あるものになることを期待しています。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) グループホームや福祉施設で働く方々の賃金増加等の処遇改善につきましては、障がい福祉サービスの報酬改定、福祉・介護職員処遇改善加算等により対応されているところです。引き続き事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保するよう国に要望してまいります。

5 (意見箇所)(12 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築②精神病床における早期退院率)

(意見全文) 国指針での考え方は、入院期間が長くなるほど退院率を高める考え方であるが、実情は入院期間が長引く程、退院が難しくなってくる状況がある。地域移行・地域定着の事業所を増やし、定着部分に関わる住居と就労などの経済的な課題、日中活動、危機管理、医療との連携などの仕組みを整えることが重要。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 退院後の地域での生活につきましては、関係機関との連携等仕組みを整えていく必要があると認識しております。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

6 (意見箇所)(14 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(4)福祉施設から一般就労への移行等)

(意見全文) コロナ禍の状況をどのようにとらえるのか、気になります。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 就労移行支援事業等における在宅訓練は、これまでは施設での訓練が難しい方のみを対象としていましたが、Withコロナ時代における新たな生活様式の定着を見据え、令和3年度から、在宅での訓練を希望する方を広く対象としております。今後、障がい者の多様な働き方が推進され、障がい者の就労機会の拡大につながるものと考えております。

7 (意見箇所)(15 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(4)福祉施設から一般就労への移行等③就労定着支援事業の利用者数等)

(意見全文) 目標達成のための方策として掲げられている就労定着支援事業所の指導に取り組むのはどこの機関になるのか?

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 福岡市内の就労定着支援事業所の指導につきましては、保健福祉局障がい者部障がい福祉課において行ってまいります。

8 (意見箇所)(17 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(5)障がい児支援の提供体制の整備等②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について)

(意見全文) どちらも達成率は高くなっているが、利用者のニーズに比べると事業所数は十分ではないと思われる。身近な地域で支援が受けられる状況なのか、家族・本人含めて送迎の負担はないか、一人一人に合ったきめ細かな対応がなされているかなど細かく確認する必要がある。

(意見への対応等) 原案通り (市の考え方) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援につきましては、障がい児が必要な支援を受けることが出来るよう、事業所の新規指定など、療育の場の充実に取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

9 (意見箇所)(18 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(5)障がい児支援の提供体制の整備等③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置)

(意見全文) 会議に参加しているが、情報交換にとどまり課題をどのように解決していくか議論が進まない状況。令和2年度はコロナの関係で会議自体開催されず、書面での開催もなかった。大型の台風の際に、医ケアがある児童の家族から電源確保や避難所の利用などについて不安の声があり、相談支援事業所へ相談が上がっていた。北九州地域医療的ケア児支援協議会で取り組んでいる災害対策をテーマにしたアンケート調査等を参考に、福岡市でも実施していくべきではないか。

(意見への対応等) 原案通り (市の考え方) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議につきましては、「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」を新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら開催し、引き続き各分野の関係機関等との情報交換等を実施してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

10 (意見箇所)(18 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(5)障がい児支援の提供体制の整備等④医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置)

(意見全文) 当センターで医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、福岡市長名で修了証を発行して医療的ケア児等コーディネーターを複数輩出している。この項目の医療的ケア児支援調整コーディネーターはそれとは違うのか。そうであれば、どのような役割で、どこに配置され、どのような要件を満たす人材なのか、また人数は1人で良いのかご教示願いたい。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 本計画にある「医療的ケア児支援のためのコーディネーター」(ご意見にある「医療的ケア児支援調整コーディネーター」)とは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、市基幹相談支援センターに配置している者をいい、支援者間の調整役を担うため1人配置しているところであります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

11 (意見箇所)(19 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(6)相談支援体制の充実・強化等)

(意見全文) 数値目標だけではなく、質の向上を図ることも大切な課題になっており、当センターとしては区基幹センターの人材育成に関わる研修等に力を入れていく。また、相談機関だけでは様々な課題は解決できないため、地域での受け入れ態勢を整えるための取組として、福祉サービス事業所をはじめ地域の関係者との連携づくりを行うなどの地域体制整備も並行して実施していく。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 相談支援体制の充実・強化等につきましては、市障がい者基幹相談支援センターにおいて区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター向けの研修の充実・強化を図るとともに、区障がい者基幹相談支援センターへの訪問・助言等を行い、人材育成や質の向上に取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

12 (意見箇所)(19 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標(6)相談支援体制の充実・強化等)

(意見全文) 相談件数は年々増加しており、基幹相談も認知されてきていると思いますし、ワンストップ窓口であることは、相談者にとってわかりやすくて、利用しやすくなっています。障がい福祉・虐待・差別問題、手帳を持たない人、特性が要因と考えられるごみ屋敷等幅広い相談となっているようです。そして、相談窓口は、相談解決とともにニーズの把握の場でもあります。相談件数の増加に伴い、実態に合わせて取り組みを強化できるように、またニーズの把握・分析もできるように、人的、予算的措置がなされるよう希望します。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 相談支援体制の充実・強化等につきましては、区障がい者基幹相談支援センターにおいて、学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口として、引き続き支援に取り組むこととしており、住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくりに取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

13 (意見箇所)(21 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(1)訪問系サービス)

(意見全文) 訪問系サービスを支えるヘルパー不足の課題は、深刻な状況にある。もともと高齢化も進み、退職者が多く募集しても応募が無いなど人材不足の状況であったが、コロナ禍での退職・支援の制限などで拍車がかかっている。行動援護の研修を受けたスタッフはいるが、より専門性を求められるため実際に支援を行っている事業所は少ない。数少ない事業所への支援希望が集中し、利用日数が限られ家族負担が軽減されない現状がある。ヘルパーが安定して働けるような労働条件や待遇の改善、報酬の改訂等が求められる。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 障がい福祉サービスの人材確保につきましては、給与水準の向上を含めた処遇改善が必要と考えられ、障がい福祉サービスの報酬改定、福祉・介護職員処遇改善加算等により対応されているところです。引き続き国に対して、人材の安定的確保を図るため、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保するよう要望してまいります。

14 (意見箇所)(23 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(2)日中活動系サービス・短期入所(医療型))

(意見全文) 医療型短期入所の実績の達成率は高くなっているが、人工呼吸器をはじめとする様々な医療的ケアが必要な利用者を受け入れる事業所は少なく、需要に比べ事業所が不足している現状は解消されていない。短期入所で登録しても、お試しに至るまでに長期間待っている状況や、緊急時などにすぐに受け入れてもらえないなどの課題がある。低年齢児は特に受け入れ先が少ない。身体障がい児者と福祉型の医療的ケアに対応できる緊急拠点事業所はできたが、医療ニーズの高い利用者を受け入れる緊急拠点事業所が無いことは大きな課題である。医療的ケア児者の場合は、個別性が高く、主治医のいる病院でないと対応が難しい場合が多いため、そのような枠を確保し、受け入れた場合に報酬が発生するなどの仕組みができないか。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 医療的ケアが必要な障がい児・者が利用できる短期入所事業所については、受け入れ可能な事業所の拡大を図ることとしております。短期入所(医療型)は、医療機関において実施する短期入所サービスに対し報酬が発生するものでございますが、関係部局と連携のうえ、医療機関に対し短期入所(医療型)サービスの周知を図ることで、短期入所(医療型)の事業所数の増加に努めるなど、今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

15 (意見箇所)(25 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(3)居住系サービス・共同生活援助(グループホーム))

(意見全文) 私たちの子どもは重度重複障害を持ち、昼は生活介護の事業所に通所しています。多くの高齢の保護者が自宅で介護をしています。多くの保護者は、「親なき後」ではなく、親が子どもの世話ができなくなる前に子どもを地域のグループホームで生活できるように願っています。このようにグループホームの入所の必要性に迫られていることの実態を事業者の多くは周知しています。しかし第6期障がい福祉計画の中に、グループホームの受け入れが難しい重度重複の障がい者数を現実的にどのように把握しているか、数値として導き出されていないために、前回の計画に対してどのような実績だったのか評価することができません。P3において、身体障がい者手帳所持者数値が平成17年から令和元年度1万2701人増加したが、P4において増加者は60歳以上が占める割合が98.7%であったことがわかりました。ここでいう「親なき後」を心配される障がい者は新たに60歳以上で障がいを負われた方ではなく、20歳前傷病で先天性の障がいをもつ方で手帳を持ち、60歳以下で仕事をもって生産活動ができない、判断に問題を持つ重度重複障がい者です。保護者が65歳以上の世帯における重度重複障がい者のグループホーム入所率を出してほしいです。そうすると何故事業者の多くが早急にグループホーム運営することを1位に挙げているかの要因の一つが明らかになると思われます。「親なき後」のひっ迫した問題が何なのかを要因として把握できるかもしれません。そして「親が子どもへの介護が難しいとするとき」をいつとするかです。また、「グループホーム支援事業」や「重度者支援事業」がありながらも重度者のグループホーム事業に事業者が参入できないことの問題点をさらに深く検討すべきです。多くの事業者が高齢者のために有料老人ホームや特別養護老人ホームの事業を展開しています。しかし重度重複障害者には健常者が高齢になって入る施設には「特性」の状況からして入れません。障がいの子どもをもつ親は自らの老後の介護問題のみならず、障がい者の特性を理解できるグループホームもしくは施設に子どもを託したいが、託せる場所が市内にない子どもの介護問題を抱えています。どのような政策がなされれば解決できるのか、計画して実行することが行政の本質ではないでしょうか。「親なき後」という言葉に対して数値目標をあげて取り組んでほしいです。すでに切迫した状態です。

(意見への対応等) 原案通り (市の考え方) 重度障がい者を受け入れるグループホームに対しては、設置費補助金の補助上限額の引き上げや、運営費の一部を補助するなどの取り組みを行っております。また、国に対しては、重度障がい者の受け入れにあたり、利用者の個々の障がい特性や程度に応じた支援を行うための人員配置が可能となるよう、報酬単価の見直しについても引き続き要望してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

16 (意見箇所)(25 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(3)居住系サービス・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援)

(意見全文) 福岡市には、脳性麻痺、重度重複障がい、肢体不自由児特別支援学校卒業生等の障がい者の、親亡き後の居住の場所がありません。法人としては、赤字運営になるので、グループホーム等の居住サービスを新設することができません。親亡き後に、安心して利用できる、居住系サービスを運営できる制度が必要であると思います。グループホームの集計データに脳性麻痺等のカテゴリを設定して実態を把握してください。 居住系サービスについて、共同生活援助は4期～5期にかけて、実績が上がっているようですが、これは、知的障がい、精神障がいの方が、グループホームに入居した実績なのではないかと思います。集計データに、脳性麻痺等のカテゴリで、集計をしなければ、実態が把握できません。知的、精神とひとくくりに集計しても脳性麻痺等のグループホーム入居が進んでいない実態は把握できません。事実、私達の法人を利用している、脳性麻痺、重度重複障がい、南特別支援学校等の肢体不自由児系特別支援学校卒業者のような障がい状況の方のグループホーム入居は進んでいません。親が高齢化しても、利用できるグループホームがないため高齢の親が介護を続けています。上記のような障がい者は、親が高齢化して、グループホームの入居を希望しても、入居できるグループホームがないために、高齢の親の介護により在宅生活を継続するしかない状況です。施設入所支援は増えておらず、脳性麻痺等の方が入居できるグループホームがありません。将来、生活できる居住サービスがないのが現実です。これまで、脳性麻痺等の方は、施設入所支援に入所していたのですが、福岡市では、施設入所支援の見込み量(A)人は、平成27年度から、令和元年度まで1,299人のままで、まったく増えていません。そして前述したように、脳性麻痺等の方が入れるグループホームはありませんので、親なき後の居住の場は、ありません。そのような障がい者の親は、自分が介護できなくなった後に託す居住系サービスがありません。親亡き後の生活できる居住支援の運営ができる制度が必要です。上記のような状況がある中、脳性麻痺等の障がい者の方の、将来の生活について、なんら解決策がありません。ぜひとも、福岡市に、脳性麻痺等の方の居住支援が可能な仕組みを作ってください。

(意見への対応等) 原案通り (市の考え方) 施設入所者につきましては、国の指針において、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とされているところですが、福岡市では、入所者数の利用実績がほぼ横ばいで推移していることから、地域移行等による退所者がいる一方で、新たな入所者がほぼ同程度、入所している状況であると考えられ、そのニーズに対応できるよう、施設入所者の減少数について数値目標を設定しないこととするとともに、地域での生活が困難な方もいる現状も踏まえ、真に必要とする方が施設を利用できるよう国に要望しているところでございます。また、グループホームにおける重度障がい者の受け入れ促進は大変重要であると考えており、グループホームが充足するよう、引き続き設置促進に取り組むとともに、重度障がい者の受け入れにあたり、利用者の個々の障がい特性や程度に応じた支援を行うための人員配置が可能となるよう、報酬単価の見直しについても引き続き国に要望してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

17 (意見箇所)(26 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(4)相談支援・計画相談支援)

(意見全文) サービス等利用計画は、一人一人の未来の設計図と期待しています。サービス等利用計画を立てる本来の目的の役割が果たせるよう、見込み量の確保とともに質の向上がはかられるように人的、予算的措置を希望します。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 計画相談支援事業所の数の増加や質の向上は重要であると考えております。サービスを利用する方一人ひとりが必要な支援を受けることができるよう、相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の資質向上に取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

18 (意見箇所)(26、28 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(4)相談支援(7)障がい児相談支援)

(意見全文) 計画相談支援事業所は増加しているが、閉鎖するところもあり全体的に不足している状況である。特に障がい児相談支援事業所が不足している。基本報酬が低いため、相談支援事業だけでは成り立たない現状がある。他の事業で相談支援事業の赤字を補っているところが多い。基本相談を丁寧にやりたくても、報酬が発生せず、経営が成り立たない状況がある。令和3年度に報酬改定がなされ、基本相談に関する報酬が発生する仕組みになったので、今後は請求が可能になったが、もともと持ち件数が多く、モニタリング標準期間が6か月から3か月に変更されてもすべてのケースに対応できていない現状あり。また、プラン作成のみを業務として考えている事業所もあり、本来の相談支援の役割が果たせていないなど質の向上に関する課題もある。本来の相談支援の役割をきちんと果たし、専門性の高い相談支援を行っている事業所を拠点事業所として位置づけて評価し、モデルケースとして広めていくことが必要である。地域移行・地域定着のサービスに関する啓発を行い、現在そのような取り組みを行っている事業所は指定を受けることで、報酬を得るとともに、今後担える事業所を増やしていかないと精神科病院や障がい者支援施設(入所施設)からの退院移行が進まない状況が改善できない。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 相談支援事業所の数の増加や質の向上は重要であると考えております。また、障がい児相談支援事業所については、必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定や相談支援専門員の資質向上に取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

19 (意見箇所)(28 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量(6)障がい児入所支援)

(意見全文) 障がい児にとって教育、生活の安定は、成長に大きく関与します。適切で切れ目のない支援が受けられるよう、人的、予算的措置がなされるよう希望します。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 障がいの早期発見と早期支援及び一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

20 (意見箇所)(31、32 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業①相談支援事業)

(意見全文) 以前は全区に当事者によるろうあ者相談員を設置して、ろう者同士でピアカウンセリングできたが、現在、ろうあ者相談員は東区、博多区のみ。ろうあ者相談員は聴覚障がいの特性や背景等を熟知した専門的なノウハウを要します。手話通訳者は配置していますが、あくまでも通訳という役割であるため、通訳支援業務となり、相談員とは異なります。聴覚障害者が安心して相談できる環境を整えるためには手話言語コミュニケーションが取れる当事者による相談員の恒久確保が不可欠で全区にろうあ者相談員を復活してください。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 各区に聴覚障がい者の各種相談に応じるろうあ者相談員又は手話通訳者を配置しており、手話通訳職員につきましては、通訳だけでなく相談対応も行っております。また、各区障がい者基幹相談支援センターや市聴覚障がい者情報センターに相談員を配置し日常生活上の各種相談をお受けしているほか、地域の相談員である身体障がい者相談員がすべての区におられますので、お気軽にご相談ください。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

21 (意見箇所)(32 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業①相談支援事業・地域自立支援協議会)

(意見全文) 地域自立支援協議会構成員にそれぞれ障がい者を加えるようにしてください。障害者権利条約の理念に盛り込んでいる、「私たちのことは私たち抜きに決めないで」というように、異なる障がい者が構成員に加わるべきである。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 障がい者等地域生活支援協議会につきましては、委員21名のうち、異なる障がい当事者(家族を含む)団体から6名の方にご就任いただいております。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

22 (意見箇所)(32 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業①相談支援事業・成年後見制度利用支援事業)

(意見全文) (成年後見制度利用支援事業の見込量が)8件とはあまりにも少なすぎます。横浜市とは2桁違います。福岡市より規模が小さな広島市よりも件数が少ない状況です。せめて広島市並みに見込量をしてください。保健福祉総合計画(原案)の258ページでは「制度の周知や利用の促進、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。」とありますが、過去の実績の横並びの8件ではその熱意、意気込みが疑われかねません。

(意見への対応等) 原案通り (市の考え方) 成年後見制度利用支援事業につきましては、市長申立のほか親族等による申立も報酬助成の対象としている他市の例があるなど、各市において取組みが行われているものと認識しております。見込量については他市と同様に事業実績を踏まえて設定しておりますが、本市におきましても、次期保健福祉総合計画（原案）に記載の通り、さらなる利用の促進に取り組んでまいります。

23 (意見箇所)(33 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業②コミュニケーション支援事業・手話通訳者設置事業)

(意見全文) 研修会等、手話通訳者等が必要です。費用の面で申し込めない場合もあり、配慮できないこともあります。もっと手話通訳等が活用できるような仕組みを希望します。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 本市に居住する聴覚障がいのある方の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、ご本人からの申し込みに応じて本市が費用を全額負担し、手話通訳者の公的派遣を行っております。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

24 (意見箇所)(34 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業③日常生活用具給付事業)

(意見全文) 聴覚障がいに該当する品目が少なすぎます。八王子市は聴覚障がい者に対し、タブレット給付できるようにしているので、福岡市にも聴覚障がい者に対し、タブレット給付できるようにしてください。特に、高齢聴覚障がい者はタブレットなどを持ってなく、コミュニケーション手段また見守りができない状況になっている。タブレットを給付することによって、テレビ電話による相談支援、安否状況、遠隔手話通訳するなど行動範囲が広がり、QOLの向上につながる。また、コロナ感染防止の観点により、毎日体温を計測しているが、市販の体温計は計測終了合図が音だけで、聞こえない者は何度も目視で確認することになる。振動がついた体温計を品目対象にしていただきたい。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 日常生活用具の認定にあたっては、一般に普及していないもの等の要件があり、また、有識者による検討委員会に意見を求めた上で決定しております。タブレットにつきましては、厚生労働省より日常生活用具に該当しないとの見解が示されております。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

25 (意見箇所)(38 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(1)必須事業⑧地域生活支援拠点等)

(意見全文) 機能の充実に向けた検証及び検討の回数の目標値が1回とされていますが、地域生活支援拠点等の機能は、今後一層、充実が求められるものであることと、面的整備型ですので、情報の収集・整理・分析(評価)・考察・実践の評価を行っていくとなれば、1回では少ないと思います。

(意見への対応等) 修正 (市の考え方) 障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備検討部会においては、国指針を踏まえ、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行うこととしております。いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。P38:⑧地域生活支援拠点等 ○第6期計画の見込量 実施に関する考え方「国指針を踏まえ、各区に1つ確保している地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討する場を設けます。」

26 (意見箇所)(41 第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量(2)選択事業④社会参加促進事業・奉仕員養成研修事業)

(意見全文) 手話で会話ができる市民、手話通訳者を増やすには手話奉仕員養成・手話通訳養成講座が必須である。しかし、その講座を指導できる講師の高齢化により、人材不足になっている。手話言語に対するニーズが高く、その講座を担う講師育成が急務です。現在、全国手話研修センターが開催している、手話奉仕員養成講師養成連続講座及び手話通訳養成講師養成連続講座を福岡市で開催すれば、専門性を持った養成方法等を身につけることが可能になる。指導できる講師を育成するために、研修費(交通費も含む)を予算化してください。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 全国手話研修センターが開催している、手話奉仕員養成講師養成連続講座及び手話通訳養成講師養成連続講座につきましては、オンラインで受講可能となっておりご自宅からも受講できます。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

27 (意見箇所)(43～44 第4 計画の推進体制 1 計画の進行管理)

(意見全文) 福岡市は、計画の推進体制としてP43にPDCAサイクルを挙げています。問題点が活動目標と指標があがってくるような数値調査をしない限り、評価と改善はなされないことになります。

(意見への対応等) 原案通り(記載あり) (市の考え方) P43に記載のとおり、PDCAサイクルに基づき、成果目標及び活動指標の実績値だけでなく、成果目標への取組状況、目標等を踏まえた評価、改善方策につきましても、毎年、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から分析・評価を受けており、同分科会からいただいたご意見・提案等につきまして、施策に反映できるよう努めてまいります。

28 (意見箇所)(その他)

(意見全文) 現在、聴覚障害者生活訓練教室や難聴者・中途失聴者コミュニケーション講座は実施していますが、予算減少により回数が減っています。聴覚障害者とは、ろう者・難聴者・中途失聴者でコミュニケーション方法が異なります。仲間を作り、コミュニケーションをとるためには、生活訓練教室、コミュニケーション講座(手話・要約筆記)が不可欠です。中途失聴者、難聴者が日常生活を送る上で必要とされる情報提供、生活相談、手話講習会、体験学習を行うことによって、自立心を持ち、豊かで生き甲斐のある生活を送れる支援を続けることが必要です。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 日常生活の支援による自立促進として取り組むとともに、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりを目指してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

29 (意見箇所)(その他)

(意見全文) 聴覚障害者に対する情報提供方法として、手話言語での情報提供を徹底してください。・ホームページに手話言語で動画撮影し、リンクを貼る。・行政からの重要な資料には手話言語動画のQRコードを貼る。・福祉プラザや市民センターの管理室や受付には手話ができるスタッフを設置する。または遠隔手話通訳サービスが利用できるよう環境を整える。などの施策を講じてください。

(意見への対応等) その他の意見、要望等 (市の考え方) 聴覚障がい者に対する情報提供につきましては、ICTの進展など社会情勢の変化に対応しながら、すべての人が必要な情報を得られるよう、より効果的な情報提供の手法を検討してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

＜備考＞

第６期福岡市障がい福祉計画は「国の定める指針に即して、各種サービスが計画的に提供されるよう、令和５年度末における数値目標の設定や各年度のサービス需要を見込むもの」となります。

施策の方向性や個別事業などの取組みについては、別途、次期福岡市保健福祉総合計画として審議したところです。